

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【会社名】 ニデック株式会社

【英訳名】 NIDEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉

【本店の所在の場所】 京都府京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 075-922-1111

【事務連絡者氏名】 総務・サステナビリティ推進部長 大山 直子

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 075-935-6100(部署直通)

【事務連絡者氏名】 総務・サステナビリティ推進部長 大山 直子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

新経営体制を踏まえ、株主総会及び取締役会の運営並びに役付取締役の見直しを行い、現行定款13条及び第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長と、第20条に定める「代表取締役および役付取締役」を変更するものです。

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

岸田 光哉
南井 正之
三宅 武志
江良 明嗣
小泉 慎一
佐久間 総一郎
西浦 裕二
山本 良一

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

山崎 武
天野 秀樹
岸波 みさわ
長谷川 充弘

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額改定の件

取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円を維持し、うち監査等委員でない取締役分を年額850百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）へ改定するものです。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

取締役全体の金銭報酬総額の上限1,100百万円を維持し、うち監査等委員である取締役分を年額250百万円以内へ改定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	出席議決権数 (個)	賛成率 (%)	決議 結果	
第1号議案	8,411,136	21,839	4,348	8,480,668	99.18	可決	
第2号議案	岸田 光哉	7,922,361	484,271	30,684	8,480,661	93.41	可決
	南井 正之	8,346,927	86,057	4,350	8,480,679	98.42	可決
	三宅 武志	8,347,282	85,703	4,350	8,480,680	98.42	可決
	江良 明嗣	8,355,788	77,195	4,350	8,480,678	98.52	可決
	小泉 慎一	8,396,786	36,200	4,350	8,480,681	99.01	可決
	佐久間 総一郎	8,359,448	73,537	4,350	8,480,680	98.57	可決
	西浦 裕二	8,355,615	77,372	4,350	8,480,682	98.52	可決
	山本 良一	8,358,240	74,745	4,350	8,480,680	98.55	可決
第3号議案	山崎 武	8,363,366	69,612	4,347	8,480,670	98.61	可決
	天野 秀樹	8,398,180	34,798	4,347	8,480,670	99.02	可決
	岸波 みさわ	8,404,537	28,441	4,347	8,480,670	99.10	可決
	長谷川 充弘	8,398,180	34,799	4,347	8,480,671	99.02	可決
第4号議案	8,369,986	62,360	5,007	8,480,698	98.69	可決	
第5号議案	8,256,877	170,334	5,010	8,480,711	97.36	可決	

(注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、また第1号議案は出席議決権数の3分の2以上の賛成、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案は出席議決権数の過半数の賛成です。

2. 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたもの)の合計です。従いまして、後記(4)のとおり一部未集計の票があるため、上記の賛成、反対及び棄権の各個数の合計と出席議決権数は、一致しません。

(4) 前記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たしています。よって上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれていません。